

令和8年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練 施設設営等業務委託に係る企画提案公募要領

令和8年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上等を図るため、令和8年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を実施します。

同訓練の施設設営等業務について、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業名

令和8年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練施設設営等業務委託

(1) 業務の趣旨・目的

「災害対策基本法」、「消防組織法」、「大阪府地域防災計画」及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」等に基づき、広域的な応援・受援体制の確認や多種多様な救出訓練等を行うことで、大規模災害時における消防機関をはじめとした関係機関相互の連携を深めるとともに、府民の防災意識の向上を図ることを目的に、令和8年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を実施します。本訓練の実施にあたり、大規模災害時を想定した訓練施設の設営等について、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施することを目的として業務委託を行うものです。

(2) 業務概要

別添「令和8年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練施設設営等業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

61,757,000円（税込）

2 スケジュール

令和8年	4月27日	公募開始
令和8年	5月8日	説明会開催
令和8年	5月13日	質問受付締切
令和8年	5月20日	質問への回答（予定）
令和8年	5月29日	企画提案書提出締切
令和8年	6月16日	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和8年	6月22日	事業者決定通知（予定）
令和8年	7月21日	契約締結
令和8年	7月21日	業務開始（予定）
令和9年	3月19日	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（7）は共同企業体の構成員のいずれかが有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 大阪府内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 大阪府内に事業所を有しない者にあつては、本店の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 本企画提案公募の公告の日から事業者選定終了までの期間において、次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する

入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

エ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

オ 大阪府を当事者の一方とする契約（大阪府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し大阪府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

(7) 平成28年度からこの公募開始の日までの間に、国、都道府県又は政令指定都市（国、都道府県又は政令指定都市に事務局を設置した防災訓練の実行委員会等を含む。）の同種類（大規模災害時を想定した訓練施設の設営業務）の業務について、主契約者として誠実に履行を完了した実績を有すること。（契約書の写し及び実績を証明できる資料の提出を求めます。）

(8) 応募は単独に限らず共同企業体（JV）でも可とするが、この場合は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する事業者が、単独又は他の共同企業体の構成員としてこの公募型プロポーザルに参加することはできない。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月29日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局

（大阪府危機管理室消防保安課消防指導グループ内）

住 所：大阪府中央区大手前3丁目1番43号（大阪府庁新別館北館3階）

電話番号：06-6944-6437

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、以下のリンク先のホームページからダウンロードできます。（<https://www.pref.osaka.lg.jp/menkyo/o020100/000001.html>）

※郵送による配布は行いません。

エ 受付期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月29日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着とすること。期限までに提出（到着）しなかった場合は失格とし、提案審査の対象から除外します。

郵便事故等により提出書類が期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

下記の書類について、それぞれ指定する部数を提出してください。

なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除してください。

ア 応募申込書（様式1：原本1部）

イ 企画提案書（様式2：原本1部、副本15部）

ウ 応募金額提案書（様式3：原本1部、副本15部）

エ 事業実績申告書（様式4：原本1部、副本15部）

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式5：原本1部）

②共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③委任状（様式7：原本1部）

④使用印鑑届（様式8：原本1部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：原本1部）

キ ①法人登記簿謄本（原本1部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（原本1部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（原本1部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ク 納税証明書（各原本1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

コ 障がい者の雇用状況（1部）

・（常時雇用労働者数が40.0人以上）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に義務化されている「障害者雇用状況報告書」の写し
※本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
※インターネットによる報告をした場合、受付印は不要であるが、到達を確認できる書類
・(常時雇用労働者数が 40.0 人未満)
別紙「障がい者雇用状況報告書」(様式 11)

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とします (共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 応募書類の提出に際しては、下記①②のとおりとしてください。

①上記(2)応募書類ア～コの原本(オ②は写し)各 1 部を A 4 ファイルに綴って提出してください。

②上記(2)応募書類イ～エの副本各 1 部を 1 セットとして、1 セットごとに A 4 ファイルに綴って提出してください。(計 15 セット)

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「令和 8 年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練施設設営等業務委託」提案書
株式会社〇〇〇〇(法人名)

エ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が補正等を求める場合を除く)。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は失格とし、提案審査の対象から除外します。

5 説明会

次のとおり説明会を開催します。参加は自由です。(説明会に参加されなくても、企画提案に応募できます。)

(1) 開催日時

・説明会

令和 8 年 5 月 8 日(金) 午前 10 時から午後 1 時の間で指定します

・現地確認

令和 8 年 5 月 8 日(金) 午後 1 時から午後 5 時の間で指定します

(2) 開催場所(地図参照)

・説明会

大阪府庁新別館北館 1 階 災害対策本部会議室

(住所: 大阪府大阪市中央区大手前 3 丁目 1 番 43 号)

・現地確認

堺泉北港堺 2 区基幹的広域防災拠点

(住所: 大阪府堺市堺区匠町 3 番 2)

高度専門教育訓練センター用地（旧名称：咲洲訓練用地）

（住所：大阪市住之江区南港北2丁目57番1）

(3) 申込方法

電子メール（アドレス：shobobosai-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

「件名」を「【説明会申込】訓練施設設営等業務委託」とし、会社名、参加者名、連絡先を記入のうえ、申し込みを行ってください。

電子メール送信後、必ず電話で受信の確認をお願いします。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※会場の都合により、応募者1社につき3名以内でお願いします。

(4) 説明会への申込期限

令和8年5月7日（木）午後5時まで

なお、説明会当日は公募要領や仕様書等の資料は配布しないので、事前に入手されたものを各自ご持参ください。

・説明会

大阪府庁新別館北館1階 災害対策本部会議室

（住所：大阪市中央区大手前3丁目1番43号）



・現地確認

堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点
(住所：大阪府堺市堺区匠町3番2)



高度専門教育訓練センター用地（旧名称：咲洲訓練用地）
(住所：大阪市住之江区南港北2丁目57番1)



6 質問の受付

(1) 受付期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月13日（水） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：shobobosai-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

「件名」を「【質問】訓練施設設営等業務委託」とし、質問内容を別紙「質問票」に記載のうえメールに添付してください。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。）

イ 質問への回答は、以下のリンク先のホームページに掲載し、個別には回答しません。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/menkyo/o020100/000001.html>)

7 提案について

提案を受けた内容を仕様内容の基本とするため、その点に留意して提案すること。

8 審査の方法

(1) 審査方法

ア 下記(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、審査項目ごとにすべての選定委員による合議にて評価点を決定し、審査項目毎の点数の合計により最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案価格の最も安価な者を最優秀提案者とし、次に安価な者を次点者とします。なお、提案価格が同額である場合には、選定委員の合議により決定します。

イ 審査は、提案者が1者の場合も実施します。

ウ 審査は、非公開で、書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査は提出した資料のみでプレゼンテーションを行ってください。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

オ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
訓練適合性	公募条件（仕様書、訓練実施計画、参考図）を理解し、創意工夫された具体的な提案があり、かつ実現可能な提案であるかどうか。	45点
安全性	安全に訓練を実施できるように対策が施された提案であるかどうか。	30点
業務遂行能力	業務遂行に必要な能力を備え、業務を円滑に実施することができるかどうか。	15点

価 格 点	価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※小数点以下は切り捨て	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果については、応募いただいた全提案者に通知します。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を次のリンク先ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/menkyo/o020100/000001.html>）において公表します。提案者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。
- ①最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点
 - *品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
 - ②全提案者の名称 *申込順
 - ③全提案者の評価点 *得点順 内容は①に同じ
 - ④最優秀提案者の選定理由 *講評ポイント
 - ⑤選定委員の氏名及び選任理由
 - ⑥その他（最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と実行委員会との間で提案時の内容を基本に協議を行い、契約を締結します。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、実行委員会は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各

号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を実行委員会に寄託しなければならない。

イ 国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき。

10 その他

応募提案にあたっては、本要領や仕様書等を熟読し、遵守するとともに、様式に記載する項目や注意書き等を確認の上、提出してください。